

議案第四百四号

三朝右岸幹線管渠築造工事（一―一）請負契約の締結についての議決の一部変更について

次のとおり三朝右岸幹線管渠築造工事（一―一）請負契約の締結についての議決（平成元年五月二十四日）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成元年十二月七日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成元年 拾貳月 七日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

四 契約金額中「七三、一三〇、〇〇〇円」を「七二、七四二、七二〇円」に改める。